

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成22年10月1日作成)

法令名	水洗炭業に関する法律(昭和33年5月2日法律第134号)
根拠条項	第11条
処分の概要	水洗炭業者の登録の取消
法令の定め	水洗炭業に関する法律第11条(登録の取消しに当たる事由)
処分基準	水洗炭業に関する法律で定めている 水洗炭業に関する法律第11条
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係
問い合わせ先	経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課石炭・産炭地振興グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/sinsakiyun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成22年10月1日作成)

法令名	水洗炭業に関する法律 (昭和33年5月2日法律第134号)
根拠条項	第13条第1項、第2項
処分の概要	事業改善の命令等
法令の定め	水洗炭業に関する法律第13条第1項 (作業方法の変更等、改善命令の措置内容) 水洗炭業に関する法律第13条第2項 (必要がある場合の事業停止命令)
処分基準	水洗炭業に関する法律で定めている 水洗炭業に関する法律第13条第1項 水洗炭業に関する法律第13条第2項
処分担当課	各総合振興局 (振興局) 産業振興部商工労働観光課指導保安 (商工) 係
問い合わせ先	経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課石炭・産炭地振興グループ (電話番号: 011-204-5321)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/sinsakiyun.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成22年10月1日作成)

法令名	水洗炭業に関する法律（昭和33年5月2日法律第134号）
根拠条項	第14条
処分の概要	事業停止命令等
法令の定め	水洗炭業に関する法律第14条（事業改善命令等違反に対する事業停止の命令又は登録の取消し）
処分基準	水洗炭業に関する法律で定めている 水洗炭業に関する法律第14条第1項
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係
問い合わせ先	経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課石炭・産炭地振興グループ (電話番号：011-204-5321)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/sinsakijyun.htm)